

# 基本計画

## 第 2 章

健やかで生きがいのあるまち〔健康・福祉の充実〕



# 保健・医療

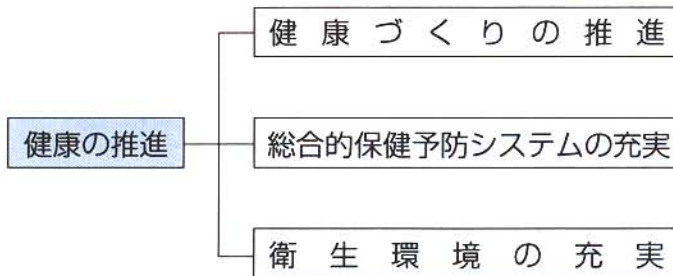
## 1 健康の推進

### (1) 基本方針

生活様式の複雑・多様化や高齢社会の進行により、疾病構造の変化や慢性疾患が増加し、疾病の予防と健康の保持増進がより一層重要となっています。

このため、市民一人ひとりが主体的に健康管理と健康づくりに取り組む環境を整えるとともに、生涯の各時期に応じた保健・予防対策を充実します。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①健康づくりの推進

市民の主体的な健康づくりを促進するため、健康教室の開催などにより栄養や健康に関する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、健康相談の充実、健康づくり運動の展開を図ります。

#### ②総合的保健予防システムの充実

乳幼児期から老年期に至るまで市民が生涯を通して健康を保持できるよう、保健センターを中心に、保健所・医療機関などと連携し、総合的な保健予防システムの充実を図ります。そのため、乳幼児を感染症から守る個別接種を関係医療機関の協力を得て推進するとともに、保健予防事業の充実を図ります。

#### ③衛生環境の充実

下水道の普及等により伝染病を媒介する衛生害虫等は減少するものと思われませんが、生活様式の変化や国際化の進展等により予測できない伝染病や衛生害虫の発生が考えられるため、防疫対策を推進します。また、野犬・野良猫対策やそ族・衛生害虫の駆除対策を行い、快適な市民生活の維持に努めます。

■医療機関状況

各年10月1日現在

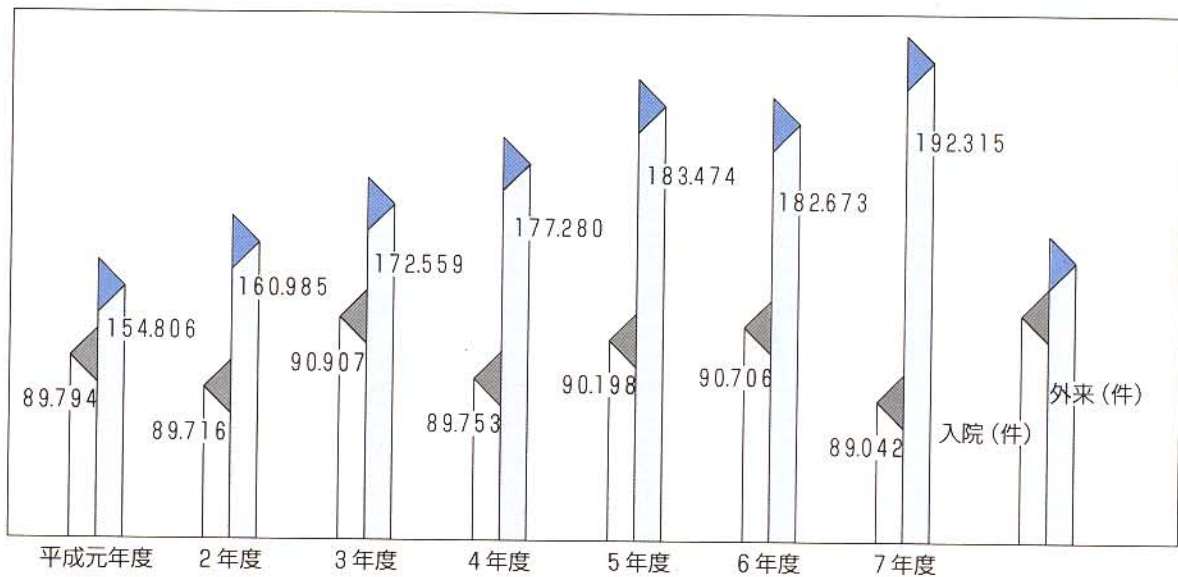
■住民検診受診状況

年 度	保健所	病 院		診 療 所		歯 科 診療所
		施設	病床	施設	病床	
昭和60年	1	5	1,079	51	54	36
昭和61年	1	6	1,287	52	54	37
昭和62年	1	6	1,435	52	57	38
昭和63年	1	6	1,509	51	57	39
平成1年	1	6	1,519	55	57	41
平成2年	1	6	1,519	60	82	43
平成3年	1	6	1,519	64	82	47
平成4年	1	6	1,519	66	82	50
平成5年	1	6	1,519	65	78	50
平成6年	1	6	1,519	65	69	53

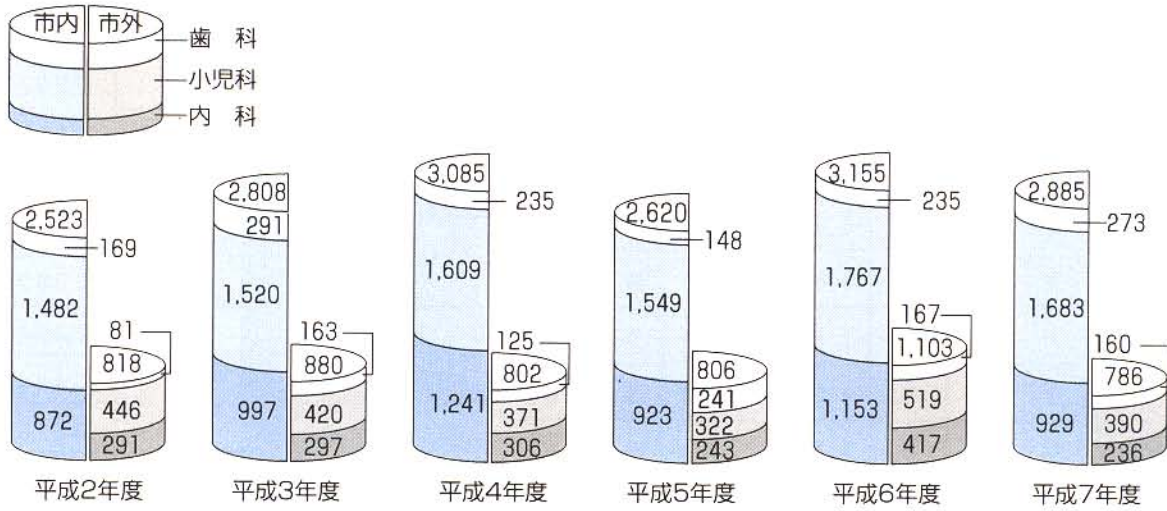
年 度 区 分	7	
	回 数	人 員
胃 ガ ン	52	2,202
肺 ガ ン	52	2,326
大 腸 ガ ン	43	1,906
子 宮 ガ ン	—	2,994
乳 ガ ン	—	2,980
X 線 (結核)	52	2,394
健康診査 (一般)	—	5,444
健 康 教 育	127	3,216
健 康 相 談	294	2,547
訪問指導 (40才以上)	—	891
機 能 訓 練	156	1,215
1才6ヵ月児健診	24	1,306

(出典:大阪府、衛生年報)

■富田林病院利用状況



■ 休日診療所利用状況(単位:人)



■ 救急発生件数

年	出場件数	事故種別										
		急病	一般負傷	交通事故	火災事故	自然災害	労災事故	運動競技	加害事故	水難事故	自損行為	その他
平成元年	2,990	1,503	416	743	35	0	72	28	37	3	32	121
平成2年	3,163	1,682	463	746	26	0	63	12	24	1	24	122
平成3年	3,275	1,667	456	827	23	0	68	22	35	2	30	145
平成4年	3,184	1,653	446	740	27	0	46	23	28	3	37	181
平成5年	3,275	1,742	394	800	28	0	52	20	32	1	29	177
平成6年	3,447	1,868	451	769	37	0	69	22	32	0	24	175
平成7年	3,771	2,115	482	760	44	3	72	19	40	0	44	192



## 2 医療の充実

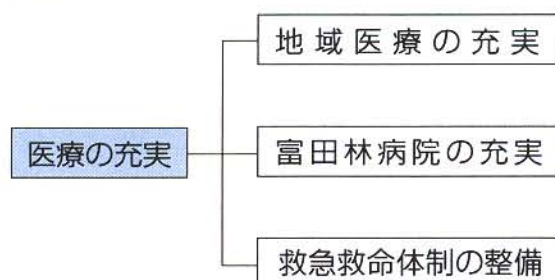
---

### (1) 基本方針

市民の生命と生活を守るうえで、適切な医療を迅速に提供できる体制を整えることは、まちづくりの基本です。

人口増加と高齢社会の進展により、医療に対する需要は増大しており、今後富田林病院を拠点に医師会などの協力による地域医療の確立や救急医療の充実などを図ります。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①地域医療の充実

すべての市民が保健と医療サービスが総合的に受けられる地域医療の確立をめざして、医師会、歯科医師会、薬剤師会などの協力のもと、在宅医療体制の整備や各医療機関の連携を促進します。

また、市民が夜間や休日にも医療サービスを受けられるよう診療体制の整備に努めます。

#### ②富田林病院の充実

本市の基幹的な総合病院の一つとして、診療体制、施設・医療機器の整備を進めるとともに、人間ドックの実施や救急医療体制の整備などに努めることにより、医療サービスの充実を図ります。

#### ③救急救命体制の整備

医療体系のなかで救急救命体制の整備を促進するとともに、救急搬送能力の充実、救急救命士の養成など総合的な体制の整備を図ります。

# 地域福祉

## 1 地域福祉の充実

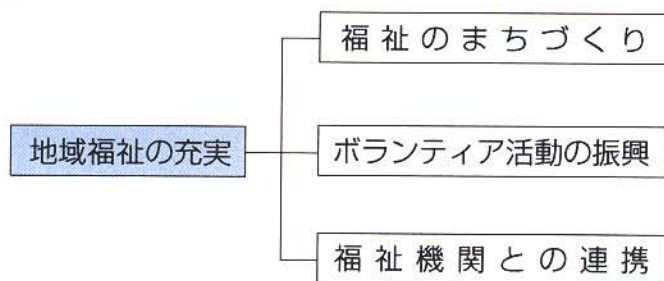
### (1) 基本方針

社会意識の変化や高齢社会の進行に対応して、施設福祉に重点を置いた施策から、高齢者や障害者をはじめとするすべての人々が地域社会の中でともに生きるという考え方が必要となっています。

このため、多様な展開がみられる市民の主体的なボランティア活動については、市民一人ひとりの意識の高揚、活動への積極的な参加を促進するとともに、支援システムの強化、活動拠点の充実に努めます。

また、地域福祉活動の母体となる福祉機関等への支援と連携強化に努めます。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①福祉のまちづくり

高齢者や障害者が安全で快適な社会生活を独自に行えるよう、公共公益施設などにおいて段差の解消等の環境整備を推進します。

また公共住宅では、高齢者や障害者利用に配慮した設計・施工に努めるとともに、個人住宅環境の整備を支援します。

#### ③福祉機関との連携

地域福祉の増進を図る母体として、富田林市社会福祉協議会、富田林市福祉公社の組織の拡充、強化を支援するとともに、民間福祉施設団体との連携に努めます。

#### ②ボランティア活動の振興

各種ボランティアの養成講座を開催し、指導者の育成や確保に努めるとともに、ボランティアグループの連携強化を図り、広範なボランティア活動の展開を図ります。

■社会福祉協議会登録ボランティアの活動状況(平成7年度)

内 容		利用件数 件	派遣回数 回	派遣延人数 人
在宅 ボランティア 派遣事業	入浴介助・話相手など	12	136	263
	訪問入浴	5	17	52
	理髪	7	13	18
	小計	24	166	333
移送サービス		26	63	132
視覚障害者ガイドヘルパー		7	67	76
在宅老人『しあわせの日』事業		19	11	235
その他(施設等での活動)			411	5,042
合 計		76	718	5,818

(社会福祉協議会登録ボランティア 373人)





# 高齢者福祉

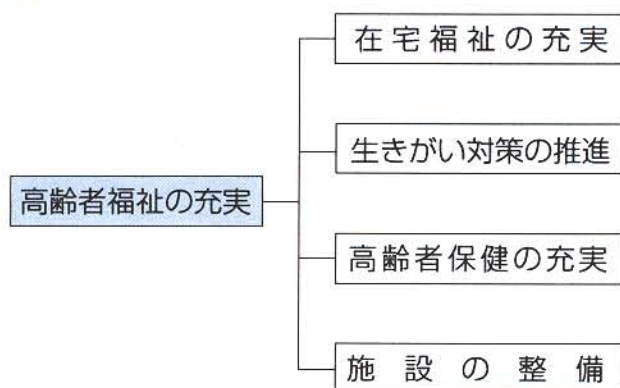
## 1 高齢者福祉の充実

### (1) 基本方針

高齢社会が進行する中で、本市における高齢者人口もさらに増加することが予想され、豊かな長寿社会の創造に向けた総合的な対策が必要となっています。

このため、行政はもとより個人や家族、地域社会などが、高齢社会に対する正しい理解と共通の認識のもと、それぞれの果たすべき役割について自覚を持ちながら総合的かつ体系的に保健・福祉・医療の事業を進めます。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①在宅福祉の充実

援護を要する高齢者が家庭や地域の中で安心して生活ができ、また介護にあたる家族の経済的、肉体的、精神的な負担を軽減していくため、きめ細かな在宅福祉サービスの充実を図ります。

#### ②生きがい対策の推進

高齢者の知識と能力が広く地域社会で発揮できるよう、シルバー人材センターの充実を図るとともに、各種講座の充実による学習機会の拡充を図ります。

また、高齢者の地域活動を支援し世代間を越えた交流活動を推進します。

#### ③高齢者保健の充実

高齢者はもとより向老期や壮年期を含めそれぞれの時期に応じた健康づくり事業を総合的に推進するため、健康診査、健康教育、健康相談及び訪問指導、機能訓練を充実するとともに、これらの事業を支える人材の確保や、体制整備に努めます。

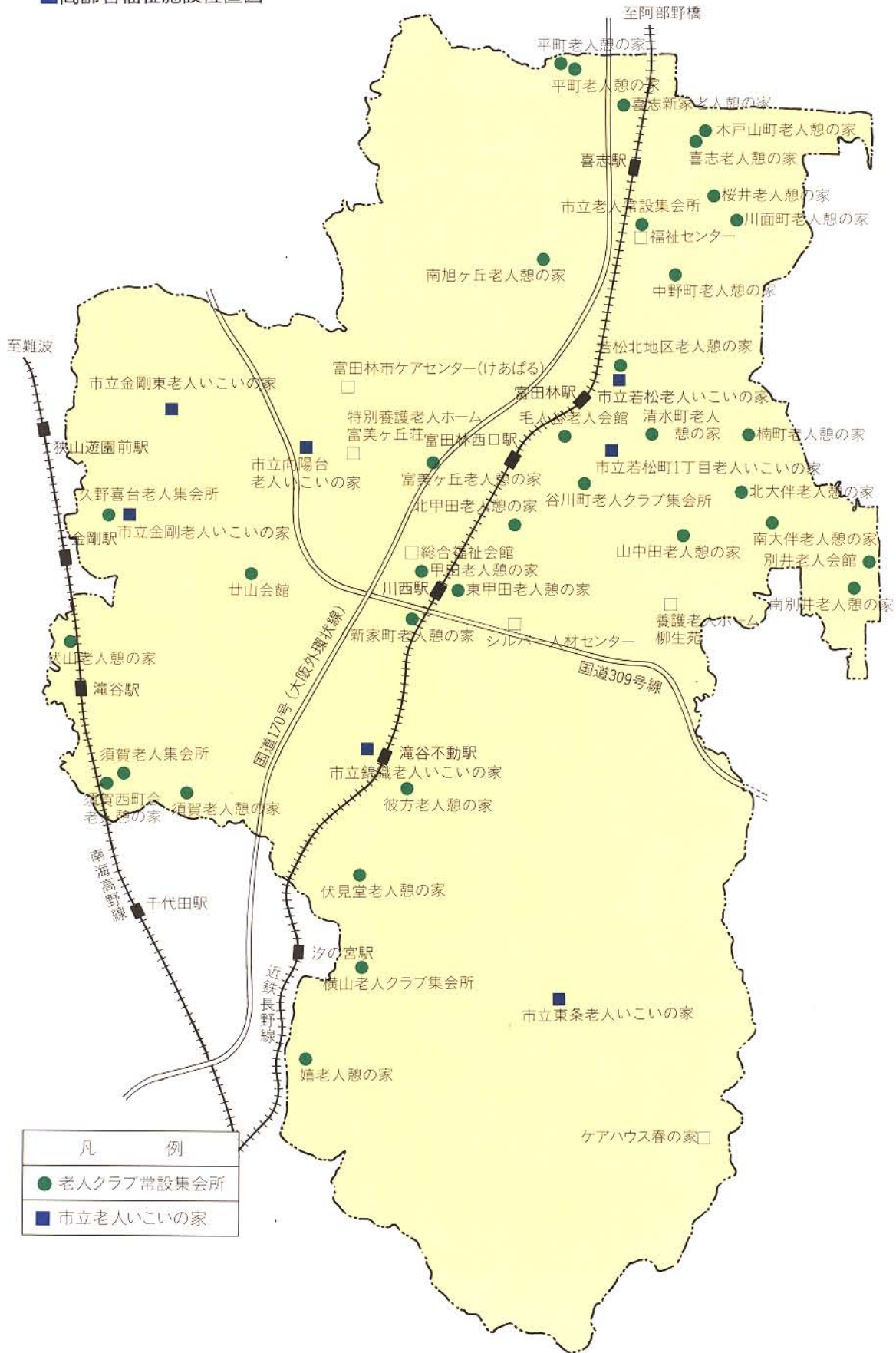
#### ④施設の整備

高齢者や家庭介護者が保健福祉サービスを身近なところで受けられるよう、ケアセンターを中核に、高齢者の保健福祉サービスを支える施設の整備を図ります。

また、高齢者の教養・レクリエーション活動などの身近な拠点である老人いきいの家の計画的な整備を進めます。



■ 高齢者福祉施設位置図



## ■高齢化率の推移・推計

(各年3月末)

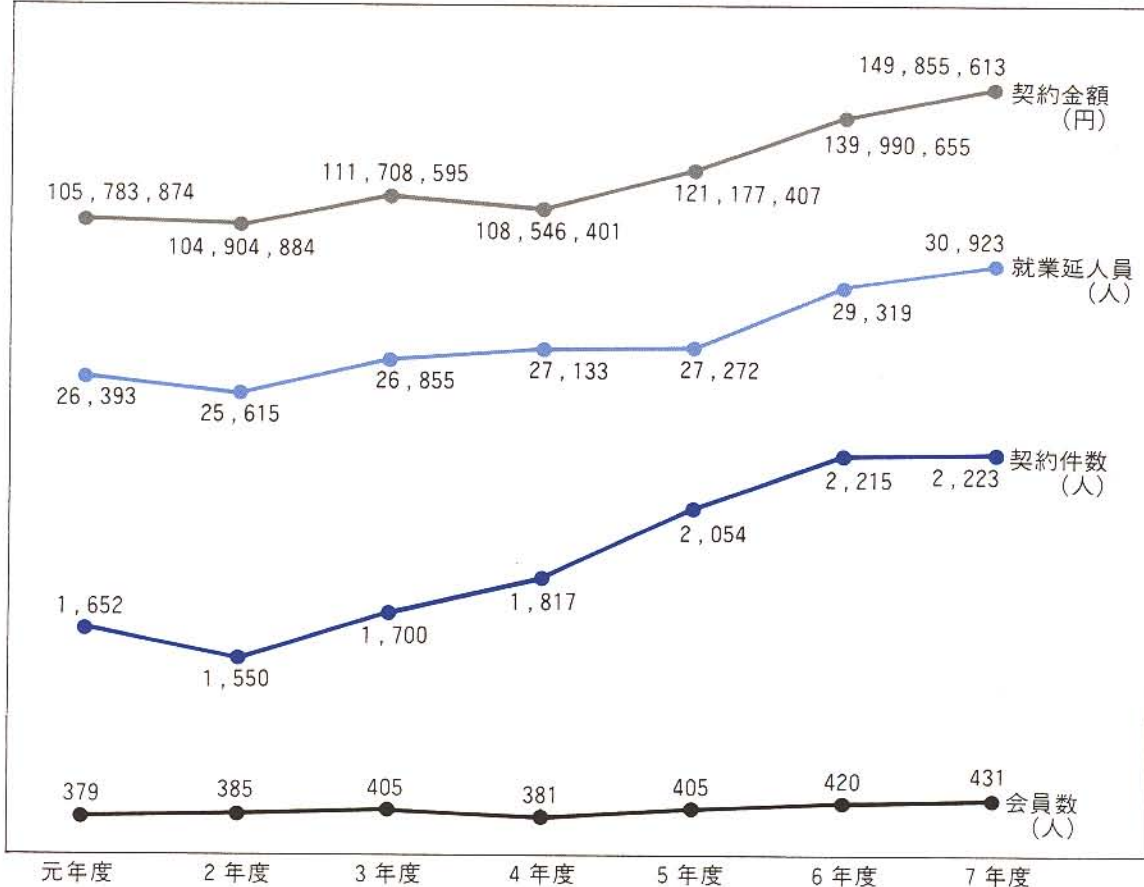
	高齢化率(%)
昭和60年	7.7
平成2年	9.1
平成7年	10.7
2000年(平成12年)	12.7
2006年(平成18年)	15.3

## ■老人福祉施設

(平成8年5月末日現在)

種別	施設名	定員	経営主体	所在地	認可(開設)年月
養護老人ホーム	柳生苑	87	社会福祉法人	富田林市東板持町1-3-33	昭29.12
特別養護老人ホーム	富美ヶ丘荘	100	社会福祉法人	富田林市向陽台1-3-22	昭56.2
ケアセンター	富田林市ケアセンター	70	福祉公社	富田林市向陽台1-4-30	平8.4
ケアハウス	春の家	50	社会福祉法人	富田林市大字佐備2497-5	平8.4
社会福祉施設	総合福祉会館		富田林市	富田林市宮甲田9-9	昭55.5
社会福祉施設	福祉センター	30	富田林市	富田林市栗ヶ池町2969番地の5	昭50.3

## ■富田林市シルバー人材センター事業活動



## 第4節

# 障害者福祉

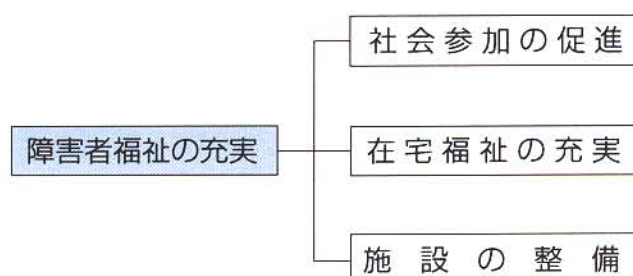
## 1 障害者福祉の充実

### (1) 基本方針

障害者が安心して暮らせるまちづくりは、行政はもとより個人や家族、地域社会全体が取り組んでいかなければならない課題です。

このため、各種市民団体や地域と連携しながら市民への啓発活動をはじめ、保健・福祉・医療の総合的な施策の展開を図ります。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①社会参加の促進

障害者の生きがいの向上と社会参加を促進するため、障害者が参加できる、また参加しやすい各種事業の取り組みを進め、生涯学習社会に向けた障害者の文化・スポーツ・レクリエーション活動を支援します。

さらに、障害者の実態に即した就労の機会を確保するため、国や府との連携、年金の拡充などの要請、啓発活動を推進するとともに、事業所での雇用拡大を推進することによって生活の安定を図ります。

#### ②在宅福祉の充実

援護を要する障害者が家庭や地域の中で安心して生活ができ、また介護にあた

る家族の経済的、肉体的、精神的な負担を軽減していくため、きめ細かな在宅福祉サービスの充実を図ります。

また、日常生活用具などの給付、貸与を充実するほか、医師、保健婦、ケースワーカー等が連携した健康管理事業を推進します。

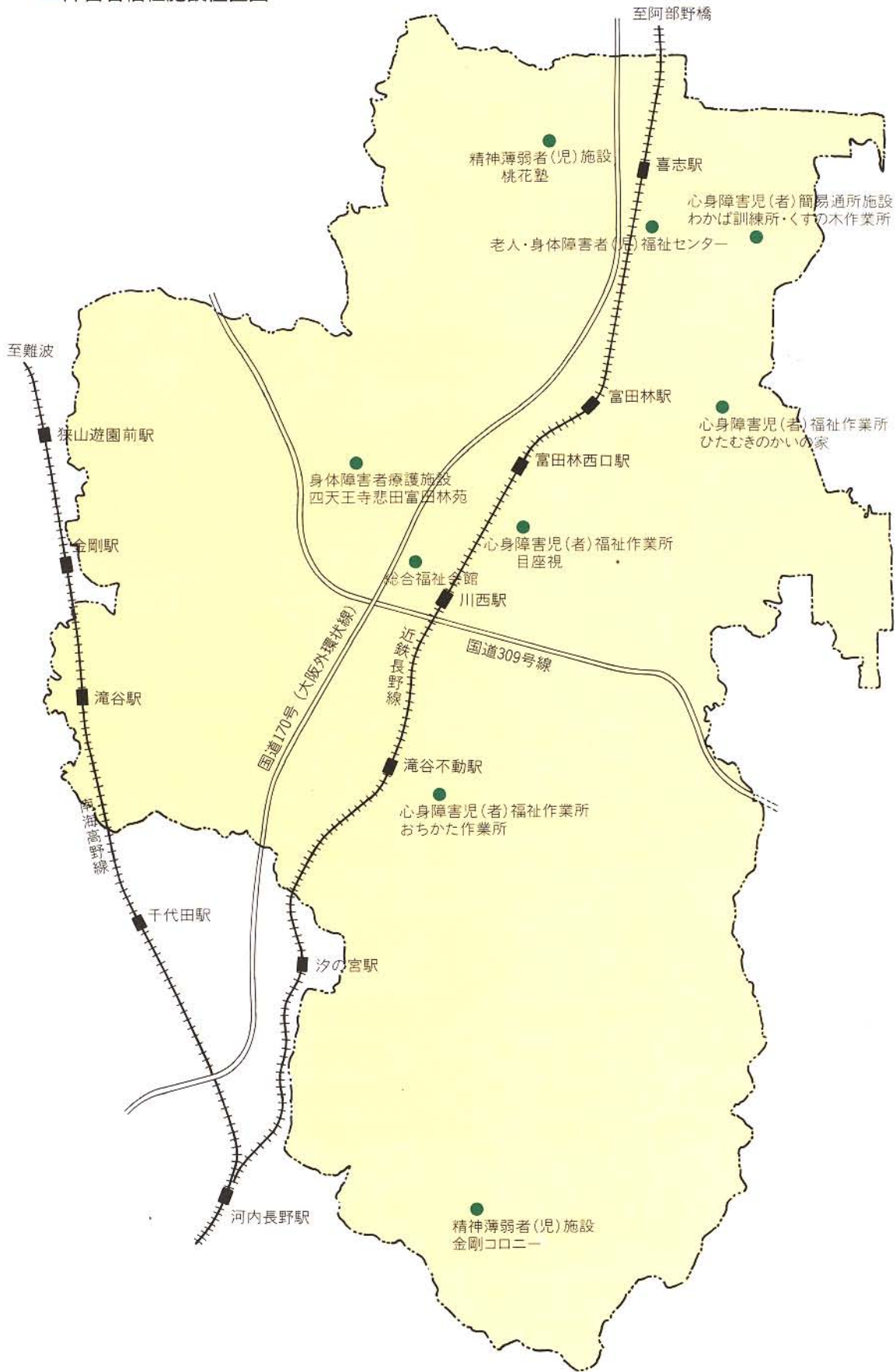
#### ③施設の整備

障害者の福祉の増進を図る簡易通所施設の整備充実や、重度障害者の療護入所施設や通所授産施設の整備を促進します。

また、地域の障害者に対して各種の相談に応ずるとともに、教養の向上、機能回復訓練等の事業が実施できる環境の整備に努めます。



■ 障害者福祉施設位置図



## ■障害者福祉施設

種別	施設名	定員	経営主体	所在地	認可年月
精神薄弱児施設	桃花塾	65	社会福祉法人	富田林喜志2067	大52
精神薄弱者更生施設	桃花塾	70			昭46
精神薄弱者(児)施設	金剛コロニー	710	社会福祉法人 大阪府障害者 福祉事業団	富田林甘南備216	昭45.4
心身障害者(児) 簡易通所施設	わかば訓練所	10	富田林市中心身 障害児(者) 父母の会	富田林市川面町2-5-18	無認可 昭56.4
	くすの木作業所	30			
心身障害(児)者 福祉作業所	おちかた作業所	10	富田林市中心身 障害児(者) 父母の会	富田林市大字彼方300番地 の3	無認可 平6.4
	目座視	5	【障害】者解 放をめざす家 【目座視】保 護者会	富田林市甲田1丁目16-14	無認可 昭58.12
	ひたむきのかいの家	5	【障害児者】と 共に生きる場 【ひたむきのか いの家】保護者会	富田林市若松町東1丁目 9-36	無認可 平7.3
精神薄弱児通園施設	聖徳園	40	社会福祉法人	河内長野市河合寺423-5	昭53.4
肢体不自由児通園施設	聖徳園	40			
身体障害者療護施設	四天王寺悲田富田林苑	50	社会福祉法人	富田林市向陽台1-3-20	昭63.6

## ■身体障害者手帳所持者数(平成8年4月1日現在)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	115	81	13	20	24	54	307
聴覚障害	25	74	27	43	1	71	241
平衡機能障害	0	0	0	0	2	-	2
音声・言語・咀嚼 機能障害	0	4	29	16	-	-	49
上肢機能障害	70	110	96	87	67	38	468
下肢機能障害	56	112	165	328	148	48	857
体幹機能障害	94	117	73	1	48	-	333
脳病変による 上肢機能障害	2	2	2	0	1	0	7
脳病変による 移動機能障害	2	1	0	3	1	0	7
心臓機能障害	139	2	76	53	-	-	270
腎臓機能障害	147	0	2	0	-	-	149
呼吸機能障害	25	3	21	13	-	-	62
膀胱・直腸機能障害	0	0	4	90	-	-	94
小腸機能障害	1	0	2	0	-	-	3
合計	676	506	510	654	292	211	2,849

## ■療育手帳所持者数(平成8年4月1日現在)

	A	B1	B2	合計
18歳未満	70	24	27	121
18歳から20歳未満	18	5	4	27
20歳から30歳未満	74	29	21	124
30歳から40歳未満	45	15	13	73
40歳から50歳未満	34	18	6	58
50歳から60歳未満	12	12	1	25
60歳から70歳未満	9	1	0	10
70歳以上	5	0	0	5
18歳以上	197	80	45	322
合計	267	104	72	443

# 児童・母子・父子福祉

## 1 児童・母子・父子福祉の充実

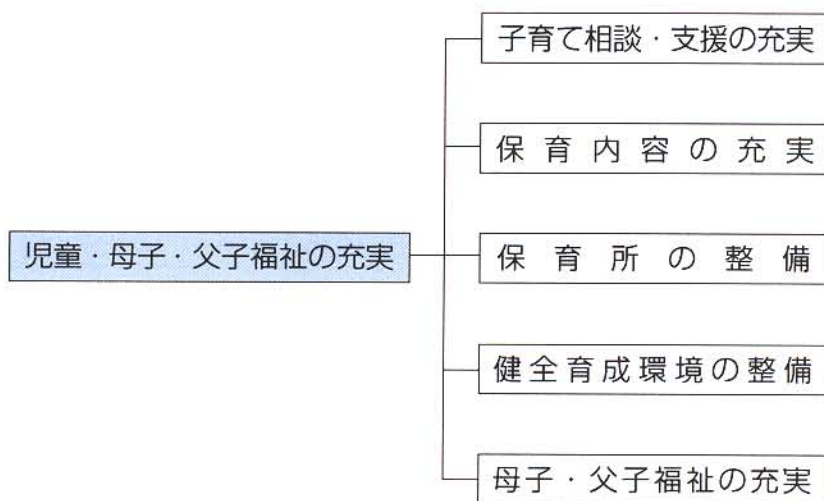
### (1) 基本方針

近年、市街化の進展、核家族化の進行、地域社会の連携の希薄化、共働き世帯の増加などによる少子化傾向等児童を取り巻く環境は複雑多様化しているなかで、すべての児童が次代を担う社会の一員であり、子育てを社会的にも支援し安心して子供を生き育てることができる環境づくりが必要となっています。

そのため、保育所の整備や保育内容の充実を図るとともに、家庭や地域社会と一体となって社会環境の変化に対応した施策を展開し、児童の健全育成を推進します。

また、相談・指導と援護の充実を図り、母子・父子家庭の心豊かな安定した生活の確保に努めます。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①子育て相談・支援の充実

核家族化や市街化により、地域で孤立しつつある家族や援助を要する子育て家族に対し、子育ての不安感の軽減を図り、すべての子供たちの健やかな成長を支えるための相談支援体制の充実を図ります。

#### ②保育内容の充実

保育所の機能の変化が求められているため、家庭と保育所との連携強化を図りつつ保育内容の充実に努めるとともに、職員の研修の充実を図ります。また、私立保育所などに対し、運営や施設整備についての助成に努めます。



### ③保育所の整備

金剛東地区などの市街地の拡大や、共働き世帯の増加に伴う保育需要の増加に対応して、公立および私立保育所の協調を図りながら、適正配置に努めます。

また、既存保育所の施設の整備や設備の充実を順次進めます。

さらに、核家族化の進行に伴う育児の不安感を取り除くため、地域の子育て支援を行うための整備を図ります。

### ④健全育成環境の整備

家庭児童相談室の機能充実を進めると

ともに、児童相談所等との連携を図り効果的な相談指導体制を強化します。

また、児童の健全な遊び場や学習の場の確保を図るとともに、高齢者とのふれあい、交流や地域活動の促進を図ります。

### ⑤母子・父子福祉の充実

母子・父子家庭の自立を促進するため、母子相談員や民生児童委員などと連携して、相談・指導の充実に努めるとともに、各種年金や貸付金をはじめとする制度の周知を図ります。また母子・父子福祉の制度の充実を国・府などに要請します。

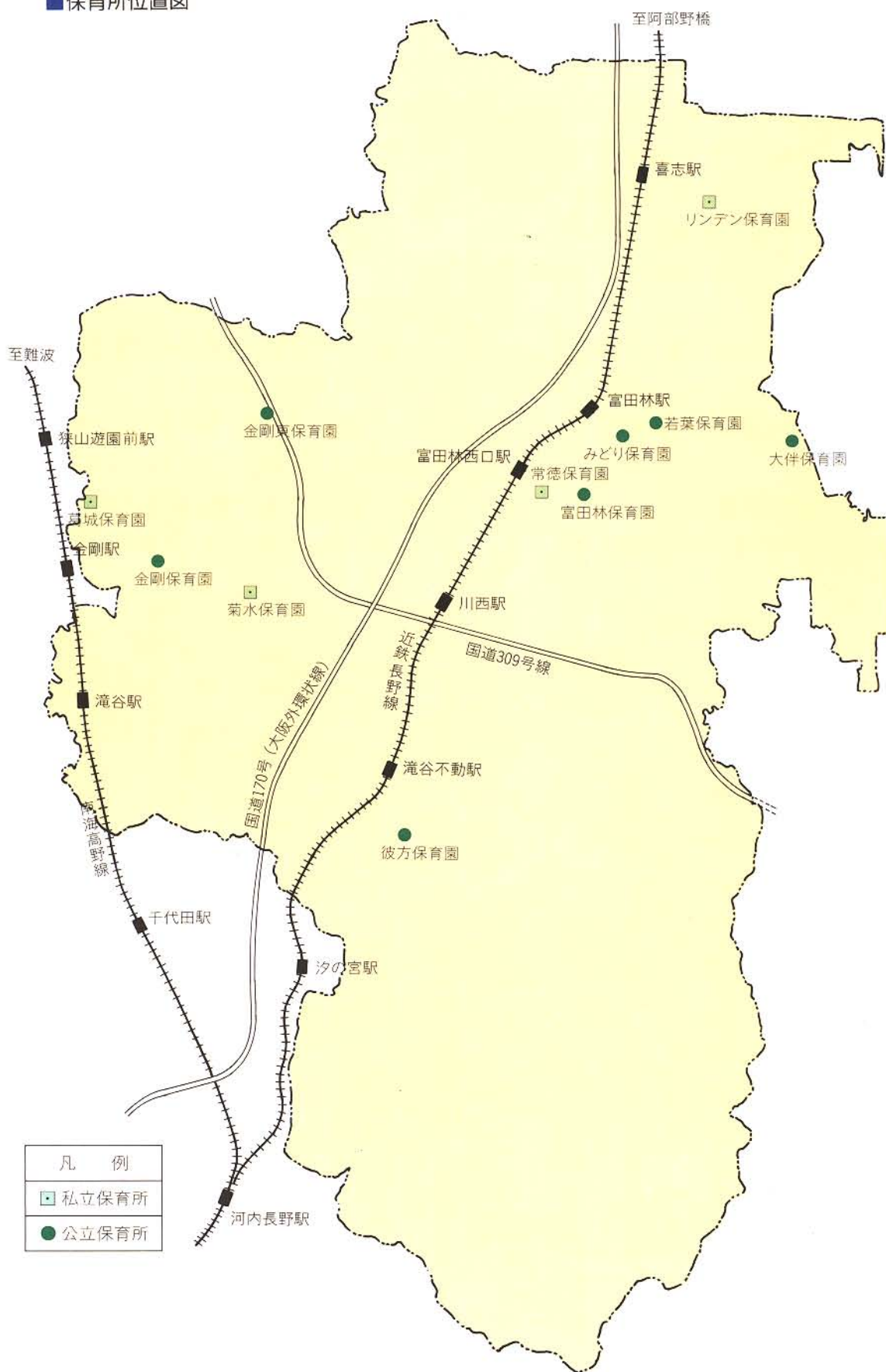
## ■保育所児童数

(平成8年4月1日現在)

才	定員	0	1	2	3	4	5	計
みどり保育園	240	24	24	25	30	30	15	148
		12	22	22	16	16	10	98
富田林保育園	60	3	4	12	13	14	14	60
		3	4	12	13	14	14	60
彼方保育園	90	6	8	12	20	22	22	90
		4	8	12	19	22	22	87
大伴保育園	100	6	10	14	20	25	25	100
		6	10	14	20	24	23	97
若葉保育園	70	—	—	10	18	22	20	70
		—	—	10	15	22	15	62
金剛保育園	240	12	15	24	40	60	60	211
		12	15	24	39	50	54	194
金剛東保育園	90	6	8	12	20	22	22	90
		6	8	12	20	22	22	90
小 計	890	43	67	106	142	170	160	688
リンデン保育園	90	—	—	10	19	14	10	53
菊水保育園	120	3	20	24	32	18	23	120
葛城保育園	150	12	27	30	29	26	26	150
常德保育園	90	13	30	27	20	—	—	90
管 外 分		2	1	9	4	5	2	23
小 計	450	30	78	100	104	63	61	436
合 計	1340	73	145	206	246	233	221	1124

上段 平成8年度運用定員  
下段 入所児童数

■ 保育所位置図



凡 例	
■	私立保育所
●	公立保育所

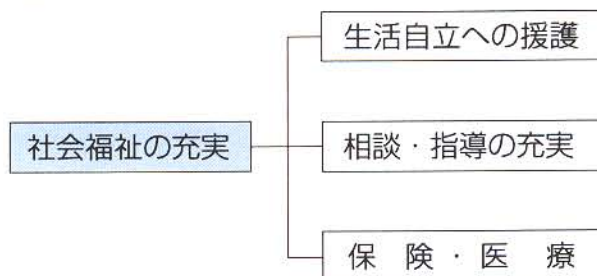
## 1 社会福祉の充実

### (1) 基本方針

すべての市民が健康で文化的な生活を営むために、生活保護制度や貸付制度の適正かつ効果的な運用により生活自立への援護を行うとともに、相談・指導の充実に努めて低所得者世帯の生活意欲の助長と経済的安定を図ります。

また、市民の健康に大きな役割を果たしている国民健康保険制度や、老後の生活の安定に欠くことのできない国民年金制度については、その適正な運営に努めるとともに、長寿社会にふさわしい制度となるよう制度の改善を国に要請します。

### (2) 施策の体系



### (3) 計画

#### ①生活自立への援護

低所得者への福祉対策の重要な柱である生活保護制度の改善を国・府に要請するとともに、制度の適正な運用により生活保護世帯の自立・更生を促進します。

また、生活つなぎ資金貸付制度の適正かつ効果的な活用を図ります。

また、社会保障制度としての機能が十分果たせるよう国民年金制度の改善を国に要請するとともに、年金権確保の立場から未加入者の解消に努めます。

#### ②相談・指導の充実

民生委員をはじめ各種関係機関と連携し、低所得者の就労、生活など実態に即した相談・指導の充実に努めます。

#### ③保険・医療

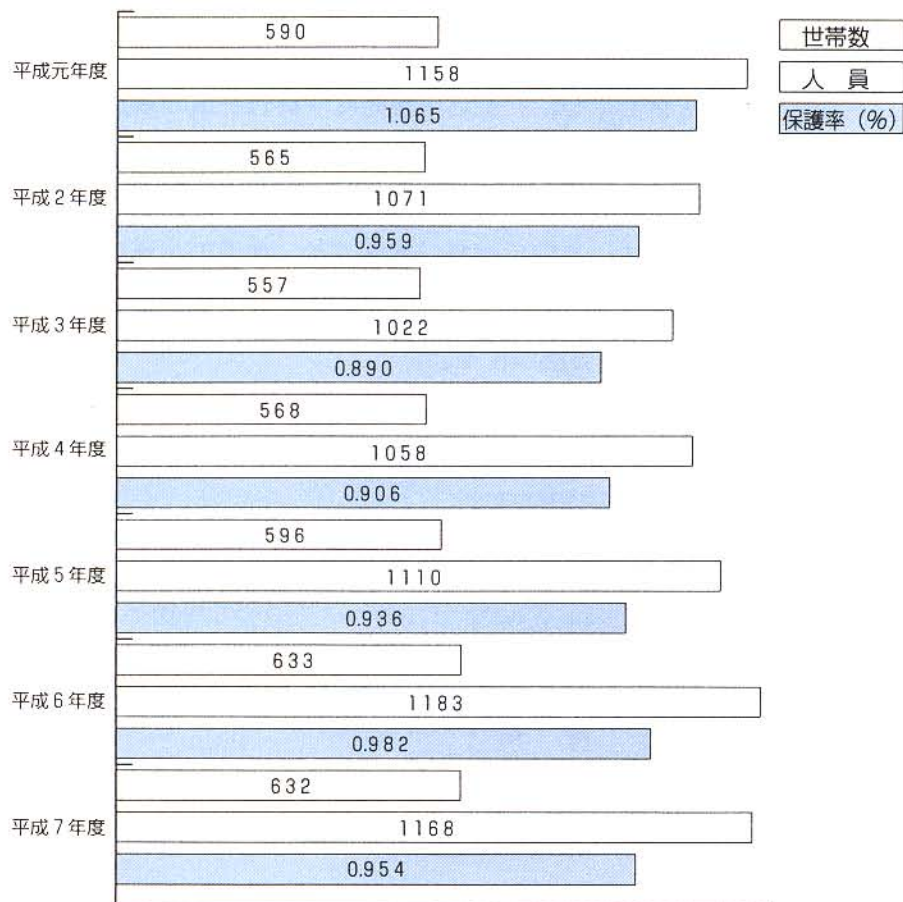
長期的な安定が求められている国民健康保険制度については、国庫負担の拡充を含む抜本的な改善を国に要請します。

また、人間ドックの助成や市民の健康づくりに対する意識の啓発に努め、自主的な健康管理意識の向上を図ります。

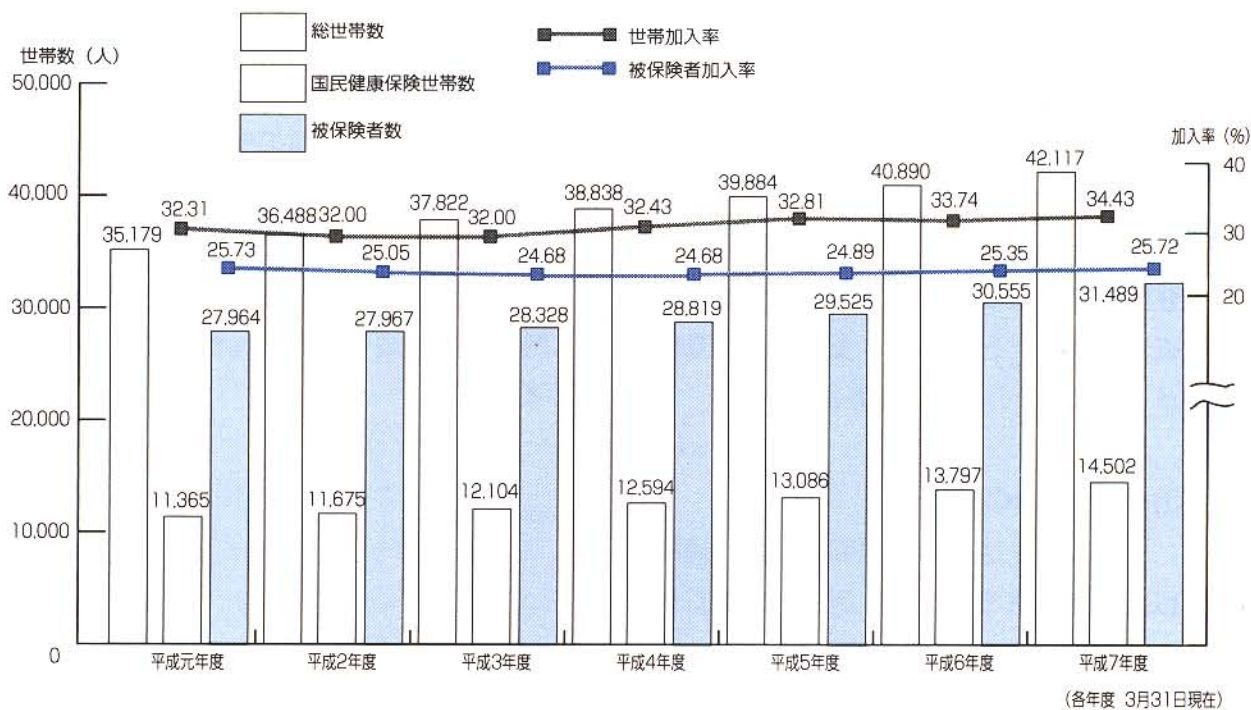
また、高齢者・障害者・母子家庭・乳幼児の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の助成を行い福祉医療を促進します。



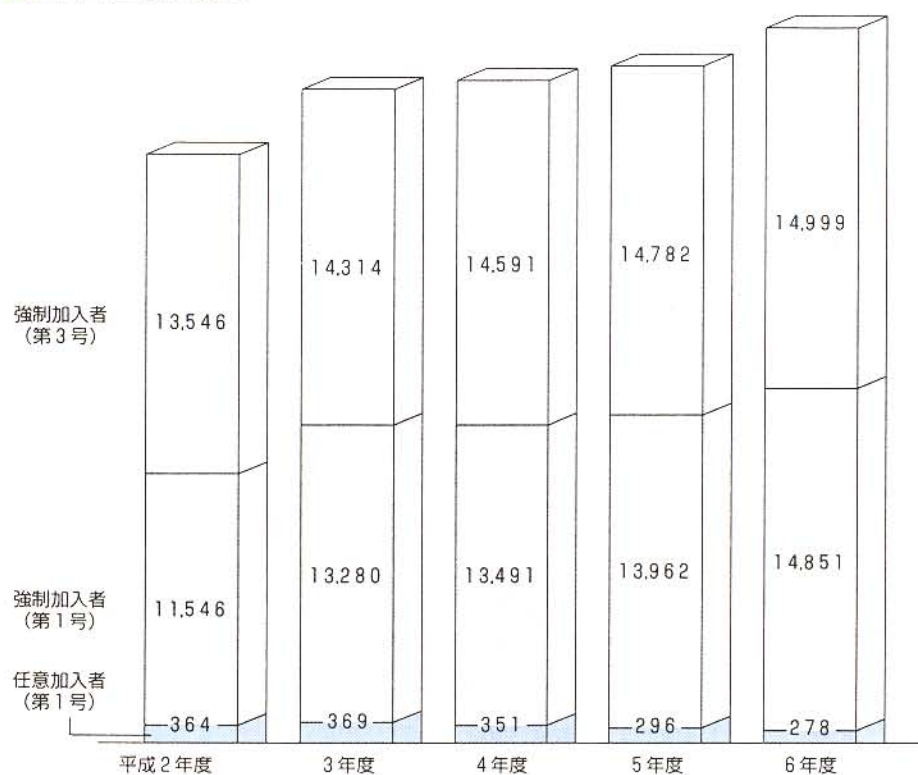
## 生活保護の状況



## 国民健康保険加入世帯数の状況／被保険者数



## ■国民年金加入状況



## ■老人医療

年度	区分	対象者 (65才以上)	延受診件数	医療費助成額 (千円)
2	老人医療分	3,045	39,715	187,365
	老人保健法分	6,510	107,459	4,367,084
3	老人医療分	3,217	42,989	216,731
	老人保健法分	6,833	115,839	4,673,572
4	老人医療分	3,223	46,892	232,208
	老人保健法分	7,102	123,033	5,022,897
5	老人医療分	3,380	50,212	252,869
	老人保健法分	7,483	131,600	5,614,746
6	老人医療分	3,614	54,969	274,245
	老人保健法分	7,839	142,323	5,914,655

■障害者医療

区分 \ 年度	3	4	5	6
対象者(人)	597	627	647	679
延受診件数(件)	8,654	9,621	10,026	11,287
医療費助成額(千円)	72,212	81,427	82,370	86,705

■母子家庭医療

区分 \ 年度	母(養育者)			15才未満の児童			15才から18才の児童			合計			年度末世帯数
	対象者	延件数	金額	対象者	延件数	金額	対象者	延件数	金額	対象者	延件数	金額	
2	人 357	件 2,886	千円 9,993	人 430	件 3,025	千円 7,742	人 190	件 853	千円 2,907	人 977	件 6,764	千円 20,642	447
3	350	3,016	10,461	421	3,133	7,914	175	641	2,342	946	6,790	20,717	456
4	380	3,295	10,452	441	3,648	9,713	177	742	2,429	998	7,685	22,594	477
5	381	3,425	13,366	460	3,469	9,194	169	748	2,517	1,010	7,642	25,077	489
6	396	3,538	13,108	498	4,094	13,182	181	764	557	1,075	8,396	26,847	520

■乳幼児医療

区分 \ 年度	平成5年度	平成6年度
対象者(人)	1,794	2,288
延受診件数(件)	8,444	15,084
医療費助成額(千円)	30,406	56,130